別表「リスク分担表」

* 本表は、リスク分担の全体像を俯瞰できるように一覧形式にまとめたものです。
* 本表に定める事項で疑義がある場合または、本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定します。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | リスクの種類 | リスクの内容 | 甲 | 乙 | 甲乙協議 |
| 準　備　段　階 | 応募手続き | 応募費用の負担に関するもの |  | ○ |  |
| 募集要項 | 募集要項（関連資料を含む）の誤りによるもの | ○ |  |  |
| 準備手続き | 指定期間開始期における準備（引き継ぎ）費用の負担に関するもの |  | ○ |  |
| 事　情　変　更 | 法令等の変更 | 管理運営にかかる法令変更 |  |  | ○ |
| 税制度の変更 | 消費税率の変更 |  |  | ○ |
| 法人税・法人市民税率の変更 |  | ○ |  |
| 上記以外で管理運営に影響する税率の変更 |  |  | ○ |
| 物価変動 | 人件費・物品費等の物価変動に伴う費用負担に関するもの |  | ○ |  |
| 著しい物価変動が発生した場合 |  |  | ○ |
| 金利変動 | 金利変動に伴う費用負担に関するもの |  | ○ |  |
| 需要変動 | 当初の需要見込みと実施結果との差異によるもの |  | ○ |  |
| 不可抗力 | テロ、暴動、天災等の不可抗力による管理運営の変更・中断等に伴う費用に関するもの |  |  | ○ |
| テロ、暴動、天災等の不可抗力による施設・設備の復旧費用に関するもの（合理性が認められる範囲） | ○ |  |  |

（甲：市　　乙：指定管理者）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 業　務　執　行 | 業務内容の変更 | 甲の指示により業務内容変更による経費の増加に関するもの | ○ |  |  |
| 乙の帰責事由により経費の増加に関するもの |  | ○ |  |
| 災害応急活動 | 甲の要請に基づき乙が協力業務に要した費用に関するもの | ○ |  |  |
| 一部委託 | 乙が甲の承認を得て、業務の一部を委託した場合に生じた損害や経費の増加に伴うもの |  | ○ |  |
| 債務不履行 | 甲の協定内容の不履行に伴うもの | ○ |  |  |
| 乙の協定内容の不履行に伴うもの |  | ○ |  |
| 第三者賠償（※1） | 乙の帰責事由により第三者へ損害を与えた場合 |  | ○ |  |
| 上記以外の場合 | ○ |  |  |
| 保険への加入（※2） | 施設等に係る火災保険及び災害保険への加入 | ○ |  |  |
| 利用者に係る傷害保険及び責任賠償保険への加入 |  | ○ |  |
| 運営リスク | 管理上の瑕疵による施設・設備・備品による事故や火災等による臨時休館等に伴うリスク |  | ○ |  |
| 管理上の瑕疵によらない施設・設備・備品の不備による事故や火災等による臨時休館等に伴う運営リスク |  |  | ○ |
| 資料・展示品等の損傷 | 指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合 |  | ○ |  |
| 上記以外の場合 | ○ |  |  |
| セキュリティ | 警備不備による情報漏えい、犯罪発生等 |  | ○ |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | リスクの種類 | リスクの内容 | 甲 | 乙 | 甲乙協議 |
| 財　産　管　理 | 施設瑕疵 | 施設・設備に隠れた瑕疵が発見された場合に関するもの | ○ |  |  |
| 施設損壊・損傷・劣化 | 乙の帰責事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの | 　 | ○ |  |
| 上記以外の事由により施設設備などの損壊・損傷・劣化に関するもの | ○ | 　 |  |
| 備品等の損壊・損傷・盗難 | 乙の帰責事由による場合 |  | ○ |  |
| 上記以外の場合 | ○ |  |  |
| 施設等の修繕 | 施設等の大規模な修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長につながるものをいう。） | ○ |  |  |
| 上記以外のもの |  | ○ |  |
| 事　業　終　了 | 指定の取り消し | 乙の帰責事由により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命じた場合に関するもの（乙の損害・損失及び乙の甲又は第三者への賠償も含む） |  | ○ |  |
| 事業終了・引継ぎ | 事業終了時の現状復帰、業務引継ぎに関するもの |  | ○ |  |

本表に定める事項に疑義が生じ、又は本表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲と乙が協議の上、リスク分担を定める。

（※1）

ア．指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者に損害賠償責任を負っていただきます。

イ．上記のアにより発生した損害について、市が第三者に対し賠償を負った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとします。

（※２）

　ア．指定管理者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲でレジャー・サービス施設費用保険等に加入するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じてください。